

東日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の  
旅客運賃（通勤定期運賃）の上限変更認可申請に係る審議（４回目）

1. 日 時

令和4年11月22日（火） 10:30～11:00

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）、  
河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

鉄道局：中澤旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 久保、渡真利、有賀、本間、宮田、佐藤

4. 議事概要

- 東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 東日本」という。）からの鉄道の旅客運賃（通勤定期運賃）の上限変更認可申請に関し、令和4年11月17日（木）に開催した公聴会を踏まえ、今後の審議にあたっての論点を確認した。
- 運輸審議会委員からは、
  - ① ピーク時間帯の判定は入場時間に基づいて行うとのことであったが、オフピーク定期券の利用者がピーク時間帯に入場し、SFから通常の運賃を支払うこととなった場合には、当該収受分はJR 東日本で把握可能という理解で良いか。
  - ② オフピーク定期券について、従来とは仕組みが違うものであることについて、JR 東日本は利用者への周知を強化すべきでないか。
  - ③ この取組は実証実験なのか。あるいは本格導入を目指すものなのか。検証期間としている3年経過時点の取扱いについて改めて確認したい。また、JR 東日本では事業構造の変革も意図しているとの公述であった。そのこと自体を否定するものではないが、混雑緩和はそこに達するまでの最適解を見つけるための手段に過ぎないのか。あるいは混雑緩和は目的なのか。
  - ④ この取組は人の流れ自体を変えていく可能性のあるものであり、検証期間到来時点で認可の効力をいったん失わせる形での条件を付すことが必要なのではないか。
  - ⑤ 当初想定していた効果が得られなかった場合の対応について、公聴会で JR 東

日本に対して質問を行ったが、鉄道局とも相談しながら対応を検討していくという回答だった。鉄道局はどのように考えているのか。  
等について、意見・質問があった。

○ これに対し、鉄道局からは、

- ① 把握可能である。SFでの利用額は増収の有無の判定に影響を与えるものことから、しっかり把握する必要がある。
- ② 現時点までにもJR東日本は意見広告の形で時間差運賃制度の導入の必要性について、新聞に2度、掲載を行うなどの取組を行ってきている。認可後は制度自体についてもメディアでの広報に加え、直接利用者に広報するため駅などでも周知を強化していく方針であると報告を受けている。
- ③ 今回の取組は実証実験とは考えているものではない。従来の厳格な総括原価主義による規制ではなく、運賃制度を柔軟化しようとする際に、現行の法制度を維持した上で実施可能なものはどのようなものがあるかについて検討を行い、通達という形で新たな認可の仕組みを導入することとしたものである。働き方も変わろうとしていく中で、都心部では混雑緩和を切り口にして、コスト平準化の観点も含めてこの制度を活用して新たな運賃が導入されようとしている。一方で地方部ではローカル線の議論も別途進められているところである。

検証期間終了時点で、効果が確認できた場合に改めて厳格な総括原価により審査を行うのか、あるいは同じ手法で認可を行うのかについて現時点では鉄道局として答えは持ち合わせておらず、今後、この検証期間においてしっかりと議論をしていきたい。

- ④ 今回の制度では仮定において増収がないことを確認しているものでもあるので、仮に増収があった場合にはそれをそのまま認め続けることは妥当ではない面があることから、期限の条件付き認可とすることを考えている。ただ、増収せず、かつ混雑緩和効果が確認できた場合には今回認可した運賃を認める余地はあることから、自動的に失効させるものではなく、効果等が確認できた場合には認可の効果を存続させるという解除条件付きの失効という形とすることを想定している。

ただ、今回のオフピーク定期については長期的にはコスト削減が見込まれるが、通常の運賃改定においても平年度経過後のコスト削減努力によって事業者に利益が生じることは否定していないので、コスト削減が全て悪ということではないとも考えているため、将来的なコスト削減も含め、検証期間後の認可のあり方を検討する必要があると考える。

- ⑤ 当初想定していた効果が得られないということは結果的に増収となってしまうという意味であり、増収分を具体的に利用者にもどのように還元するのかという方法論について検討しているという回答であったとの認識である。

等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。